

～ 飲食店、カラオケ店等を営業される皆様へ ～

深夜営業騒音の規制について

深夜営業に伴って発生する営業騒音は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって規制されています。

1 規制対象、規制時間

規制の対象となるのは、飲食店営業及びボーリング場の営業に係る深夜における騒音です。具体的には、**深夜営業によって発生する全ての騒音**であり、音響機器音、楽器音その他客の出入に伴う騒音を含みます。

規制時間は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までです。

2 規制基準

区域の区分		規制基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域	40 デシベル
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域	60 デシベル

※ 基準値は、当該店舗の敷地の境界線における値です。

※ 第1種～第4種区域について、具体的な地点がどの区域にあたるかについては、当該市町の環境保全担当課へ確認してください。

3 改善命令、罰則

規制対象営業に係る深夜における騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、当該営業を行う者に対して、営業時間の制限や騒音防止の方法の改善が命令されます。

また、改善命令に従わないときには、罰則が適用されます。

●本資料（規制内容）に関するお問い合わせは、こちらまで●

静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課 大気水質班（騒音・振動担当）
電話番号 054-221-2253 FAX 番号 054-221-3665
メールアドレス seikan@pref.shizuoka.lg.jp

※ 深夜の営業騒音にお悩みの方は、市役所・町役場の環境保全担当課へ御相談ください。